

## 加須市総合評価方式執行要綱

(平成22年3月23日市長職務執行者決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負に係る契約において、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）の執行に関する事務の取扱いに関し、法令及びその他の要綱、要領等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式により入札を行う建設工事（以下「対象工事」という。）は、入札価格、企業が持つ技術的要素等を総合的に評価することが適当であると認められる工事から、市長が選定する。

2 前項に規定する対象工事は、加須市建設工事等請負業者審査選定委員会規程（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）に規定する加須市建設工事等請負業者審査選定委員会の審議を経て、選定するものとする。

(落札者決定基準)

第3条 加須市総合評価方式技術審査委員会設置要綱（平成22年3月23日市長職務執行者決裁）に規定する加須市総合評価方式技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）は、対象工事の目的及び内容に応じ、総合評価方式の選択、工事価格以外の評価対象とする項目及び評価の方法その他落札者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

(学識経験者の意見の聴取)

第4条 市長は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者2人以上の意見をあらかじめ聴かなければならない。

(1) 総合評価方式による入札を行おうとするときは、総合評価方式

による入札を行うことの適否に関すること。

(2) 総合評価方式において落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なもの決定に対する意見に関すること。

(3) 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項の意見に関すること。

2 前項の意見聴取は、当分の間埼玉県総合評価審査委員会設置要綱（平成18年2月1日施行）第6条の規定に基づき設置される「埼玉県総合評価審査小委員会（北部ブロック）」に諮るものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 総合評価方式による入札を実施しようとするときは、当該入札に参加を希望する者に次に掲げる事項について公告又は通知するものとする。

- (1) 総合評価方式の入札である旨
- (2) 提出を求める技術資料の内容及び提出期限
- (3) 入札の評価に関する基準
- (4) 総合評価の方法
- (5) 落札者の決定方法
- (6) 評価内容の担保
- (7) その他必要と認める事項

（技術資料の審査及び評定）

第6条 技術審査委員会は、評価項目に入札参加者から提出された技術資料の審査及び評定をするものとする。

2 前項の審査及び評定に関し、必要があると認めるときは、入札参加者からヒヤリングを実施することができる。

（落札者の決定）

第7条 市長は、落札者を決定しようとするときは、入札価格が予定

価格の制限の範囲内にある者のうち、落札者決定基準に基づき得られた数値（以下「評価値」という。）が最も高い者を落札者とする。

2 評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（評価結果等の公表）

第 8 条 市長は、落札者の決定後速やかに、加須市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表要領（平成 22 年 3 月 23 日市長職務執行者決裁）に規定する事項に加え、入札参加者の評価値及び技術評価点を公表するものとする。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、総合評価方式の執行に当たり必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の加須市総合評価方式試行要綱（平成 19 年 10 月 1 日施行）、騎西町総合評価方式試行要綱（平成 21 年 8 月 17 日施行）、北川辺町総合評価落札方式試行ガイドライン（平成 19 年 12 月 1 日施行）又は大利根町郵送・事後審査方式一般競争入札（総合評価方式）試行要綱（平成 19 年 11 月 1 日大利根町訓令第 21 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。